

地方交付税の総額の確保と財政力格差の確実な是正

提案・要望先 内閣府・総務省・財務省

提案・要望の要旨

地方交付税の総額の確保と財政力格差の確実な是正

提案・要望の具体的内容

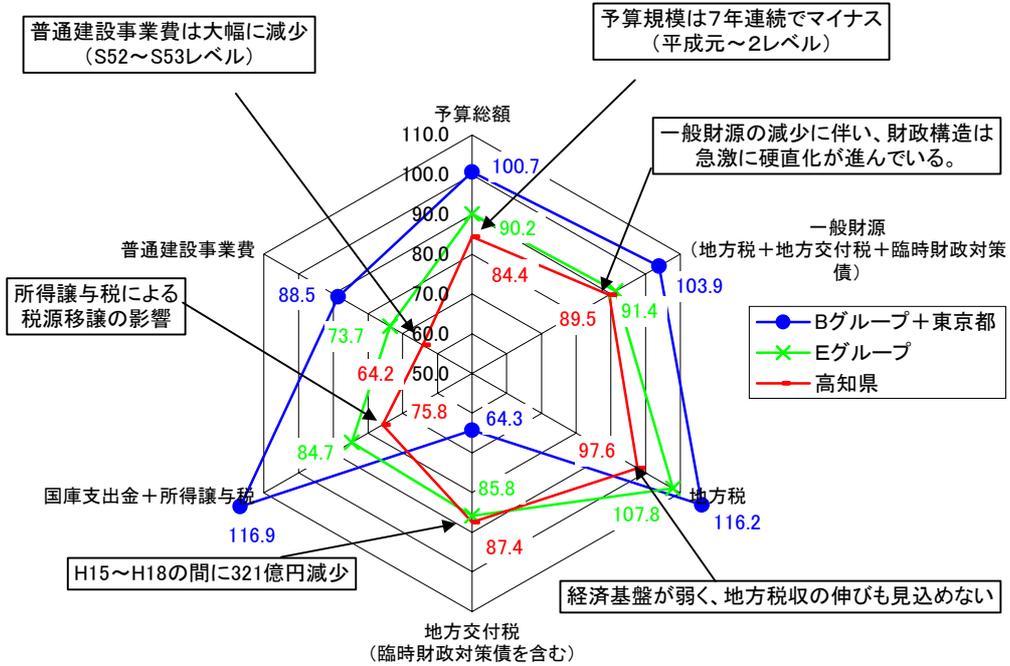
平成16年度から実施された「三位一体の改革」の期間中、地方交付税が大幅に削減されたことなどから、自治体間の財政力の格差が拡大し、当県のように財政力の弱い自治体ほど、危機的な財政状況になっていること。

地方交付税の総額を抑制するため、国税5税に対する法定率を引き下げようとする主張があるが、こうした議論は、社会保障や公共事業などの「最終支出」における国と地方の役割分担のあり方といった実質的、具体的な改革像がないまま、「中間（移転）支出」である地方交付税の総額のみ抑制しようとするものであり本末転倒であること。また、地方のこれまでの歳出削減の努力を全く無視するような国の財政赤字の地方への転嫁は決して受け入れられるものではないこと。

地方交付税を「人口」と「面積」を基本に配分する仕組みにしているが、必要な行政サービスとそれに要するコストを正しく反映するための適切な仕組みが組み込まれなければ、適正な財政調整の役割が果たせないこと。

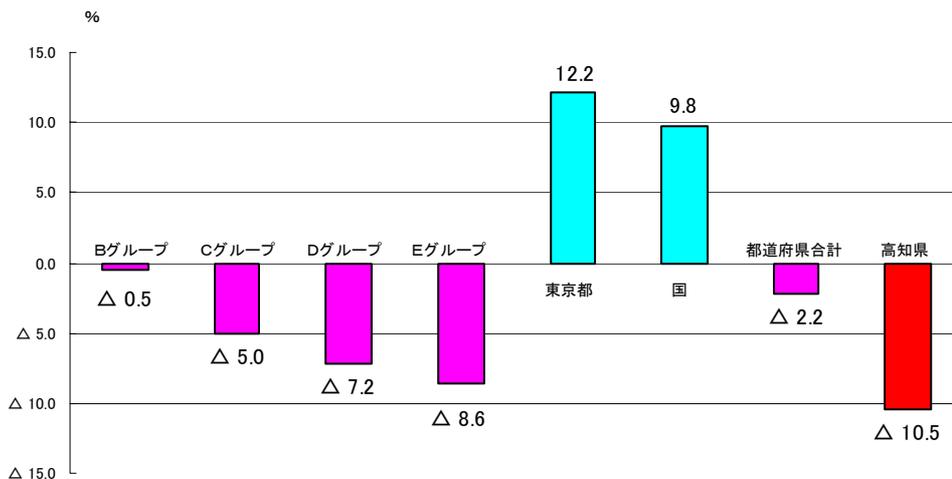
地方交付税制度の見直しに当たっては、こうした課題に適切に対応するとともに、平成19年度に向けては、国が地方に対し、法令等を通じて、様々な事務事業を義務付けたり、標準的な行政サービスを求めている実態に照らして、必要な住民サービスが確保できるよう、地方交付税の果たしている役割を堅持し、法定率の引き上げによってその総額を確保するとともに、その配分に当たっては財政力格差を確実に是正すること。

「三位一体の改革」の期間中における財政力の格差拡大の状況



※ 平成18年度当初予算ベース(H15=100とした場合)

一般財源の推移(H15当初予算からH18当初予算の増減率)



注. H15当初予算が骨格予算の場合は、肉付け補正後とした。H18当初予算が骨格予算の府県は対象外としている。
一般財源は、地方税、地方交付税、臨時財政対策債の合計。国は租税及び印紙税収入。